相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新保町三九二番地二、最後の住所群馬県藤岡市岡之郷一三二八番地四
被相続人　亡　井草ヤスエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
群馬県高崎市檜物町一一二番地
相続財産管理人　弁護士　横地　宏紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市紅葉丘一丁目三〇番地の一二、最後の住所東京都府中市朝日町三丁目一七番地の一あさひ苑
被相続人　亡　水戸　三四

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　麦枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市熱田区西野町三丁目二番地、最後の住所東京都足立区中川四丁目三三番四―四〇三号　被相続人　亡　宇野　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
事務所東京都千代田区麹町一―三―一一麹町第二センタービル三〇一松本克己法律事務所　相続財産管理人弁護士　松本　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市中曽根三丁目三七二〇番地、最後の住所東京都立川市西砂町六丁目九番地の一八　被相続人　亡　渡邉　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号髙村法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市串茶屋町甲三五番地、最後の住所東京都立川市柏町四丁目七五番地の三Ｃアミーユ玉川上水二二二
被相続人　亡　市原　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市米が浜通二丁目三番地、最後の住所神奈川県横須賀市鴨居二丁目六四番八号　被相続人　亡　平野　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
神奈川県横須賀市大滝町一丁目二五番一号
相続財産管理人　弁護士　影山　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市堤八七一番地六、最後の住所横浜市都筑区仲町台五丁目七番一―二〇八号　被相続人　亡　深町　栄次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル六階
相続財産管理人　弁護士　堀口憲治郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区幸二丁目三二番、最後の住所神奈川県相模原市中央区千代田一丁目一番一号　千代田ビル四〇三号
被相続人　亡　青木　隆文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
神奈川県相模原市中央区相模原三丁目八番二六号　サンライズビル四階
相続財産管理人　弁護士　志田なや子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市平佐町二七三六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市材木座四丁目一六番一六号　被相続人　亡　帖佐　通子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階
相続財産管理人　弁護士　吉川知惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡坂祝町取組五八一番地一、最後の住所岐阜県加茂郡坂祝町取組三七五番地四　被相続人　亡　林　益己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
事務所名古屋市東区山口町一一番七号
相続財産管理人　弁護士　山本　紀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市駒場町屋敷三四番地一、最後の住所愛知県刈谷市若松町四丁目二三番地
被相続人　亡　近藤マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
愛知県大府市桃山町五丁目二一九番地プラシードマンション桃山一〇二号
相続財産管理人　司法書士　木下　英士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市久居新町二七三五番地五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二日
三重県津市西丸之内三三番一四号
相続財産管理人　司法書士　森川　清文

第21期決算公告　平成28年8月2日
東京都中央区八丁堀2丁目13番8号
株式会社ティービックス
代表取締役　杉浦　巨陸

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	312,694
	固定資産	14,658
	合計	327,352
負債及び純資産の部	流動負債	65,197
	（賞与引当金）	(5,890)
	固定負債	43,557
	（退職給付引当金）	(40,872)
	株主資本	218,598
	資本金	10,000
	利益剰余金	208,598
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	206,098
	（うち当期純利益）	(1,766)
	合計	327,352